

請書

令和 7年12月 1日

横浜市契約事務受任者
契約番号 2528095097

所在地 神奈川県横浜市鶴見区尻手3-8-2

商号又は名称 株式会社 新生工具店

代表者職氏名 代表取締役 林 芳彦

印

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお届けします。

件 名 松風学園 東棟 2 階小型汚物除去機修繕

契約区分 ■ 確定契約 □ 概算契約（概算数量契約）

契約金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
						¥	8	2	5	0	0

✓ 課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
					¥	7	5	0	0

□ 免税業者

内 訳（品名：品質、形状等）	数 量	単 価	金 額
別紙内訳書のとおり	一式		75,000
合 計			75,000

納入場所（履行場所） 健康福祉局松風学園

納入期限（履行期限）	令和 7 年 1 2 月 1 日 から 令和 8 年 1 月 5 日 まで
前 金 払	■ しない □ する
部 分 払	■ しない □ する
部 分 払 の 基 準	□ 設計書のとおり □
支 払 時 期 の 確 認	適法な請求書を受理した日から起算して30日以内
契約約款の適用	☒ 物品供給契約約款 ☐ 委託契約約款 ☐ 賃貸借契約約款 ☐ ☐ 物品製造(印刷製本)請負契約約款 ☐ 修繕請負契約約款 ☐ 設計・測量等委託契約約款

「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。